

## 決算審査特別委員会

日 時 令和元年9月19日(木)  
午前9時～午後0時  
場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名(欠席:なし)、山本議長  
説明員 なし  
傍聴者 なし  
書 記 花倉事務局長、花倉書記

○坪倉委員長 おはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会を再開をいたします。

決算審査につきましては、先週13日までに各課担当から聞き取りをし、詳細な審査を行ってまいりましたが、本日から総括を進めてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

17日までに、委員各位から意見として取り上げる事項について意見案を提出をいただいております。本日はそのことを中心に審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お手元に資料で配付してあります各会計決算審査意見に従って、順番に審査を進めてまいりたいと思います。このほかにも追加の意見があるのかもしれませんが、ルール上、17日までにということをお願いしておりましたので、この項目について審査を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

既に目を通していただいておりますので、1項目ずつ意見を調整をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

1番に、繰越明許費についての意見があります。

大型事業や突発的な事故等によって、予算の年度内完了ができず、繰り越しを余儀なくされているが、繰越明許予算は翌年度の歳出予算に組み入れない性質上、決算審査で俎上されにくい。繰り越された事業の執行内容も記載され、一括審査に役立てやすくしていただきたいという意見でございますが、これについて、皆さんから意見などありますでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません、自分が提案したものですけど、このたび、自分の勉強不足もあったかもしれませんが、29年度から30年度に繰越明許されたのが、30年度から31年度に事故繰り越しされたという事案を見つけて、なかなかこれを見つけるのに時間も要したもので、今度、どの事業が31年度に事故繰り越しされたのかがなかなかわからないもので、30年度中に執行された事業と31年度に事故繰り越しされた事業の内容がわかりにくかったもので、そういったものを精査する上で、こういったもっと丁寧なというか、わかりやすい表記がしてほしいなという思いを込めて、このたび提案させていただきました。

○坪倉委員長 ここに記載されております繰越明許予算は翌年度の歳出予算に組み入れられない性質上ということなのですが、予算書には上がってこないわけですが、決算書には上がってます。当然、繰り越した予算は、決算書には翌年度の予算と合算をして、計上を、計算をされております。主要施策の成果、調書のほうについても、課によって若干の取り扱いの違いはありますが、違いというよりも、課によって一部29年度の繰り越し事業だということが明記してないものもありますけども、過半のものについては29年繰り越し分とか繰越明許分とかという表現がありますので、若干わかりにくいところはあるのかもしれませんが、前年度の予算書と当該年度の決算書、調書を見てもらえば、大体にはわかるというふうには思いますし、もう1点、基本的に決算そのものに対する意見でないということもありますが、どうぞごさいしょうか。

意見がありませんか。

古都勝人委員。

○古都委員 今委員長がお話しになりました、決算に関する部分ではないというのがありますが、次の2番も一緒に審議されて、そういったところをまとめた、いわゆる予算管理という項目でくくったらどんなものでしょうか。

○坪倉委員長 予算管理は予算管理でちゃんとされておることですから、このことについては問題はないと思います。1番については基本的に、決算そのものに対する意見でないということからして、取り上げなくてもいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、取り上げませんが、議長を通じて、繰越明許が成果調書でわかるような表現をということで申し入れをしていただくように、議長に伝えておきたいと思います。よろしく

お願いします。

近藤委員。

○近藤委員 済みません、ここに大型事業と突発的な事故という名目で書いておられますけど、これはこの提案したことに対する自分の考えですけど、大体基本的に突発的な事故というのは繰越明許費が充てられるべきだと思いますけど、大型事業などがあるときに、日南町の場合は、繰越明許費という手法で、2年にわたって1つの事業をされているという、自分が議員になってからの認識ありますけど、やはり大型事業、収入元がはっきりしている場合は、継続費という形で経理というか予算執行されたほうが適当とは思いますが、残念ながら、まだ日南町の場合は継続費という形での運用はされていないようですが、その辺ももしよかったら、申し入れていただけたらと思います。

○坪倉委員長 わかりました。その辺についても議長に伝えておきます。その辺につきましては、予算審査の補正予算とか繰越明許の予算審査がありますので、そこらあたりでのまた意見等も出していただきたいと思ひますし、その辺でも気をつけていくようにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

次に行つてよろしいですか。

2番の予算完了及び事務事業執行についてという項目です。

一部に予算の流用額を上回る不用額がある決算科目がある。予算管理に気をつけられたい。また、予算の議決後に事業の中止や事業内容の変更が散見される。これは予算を議会議決し住民に公開する財政民主主義を軽視するものであるとともに、事業計画が曖昧かつ予算編成時の査定が不十分であると言わざるを得ない。事業計画の策定、予算編成に当たっては、十分な調査、協議の上、立案されたいということではありますが、いかがでありますでしょうか。具体的な文言等については後ほど再度意見を伺いたいと思ひますので、この内容、項目等について意見がありましたら、お願いします。（「いいです」と呼ぶ者あり）

じゃあ、このような内容でいきたいと思ひますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、一般管理事務についてであります。

任期が六月または1年の臨時的任用職員等の1年を超えた任用が常態化している。長期的視点に立った職員の配置は、安定した行政サービス提供の面からも、人材の確保、育成の上でも重要であるので、この際、正職員または任期つき職員への実情に応じた移行を検討されたいという意見についてであります。これについて意見がありますか。

岡本委員。

○岡本委員 3番、私が提出した意見ですので、説明します。よろしいですか。調書の27ページで、当初予算4ページ、それから総務課が提出された資料ですね、日南町職員数について、そういったところをごらんいただければと思います。

最近、台風15号で大きな被害が出てる千葉県のお話ですが、被害調査のおくれというのが問題になっているそうです。その原因の一つとして、公務員、職員の数が少な過ぎることが指摘されております。それで、日南町でも、この資料にありますとおり、37%の職員の方が臨時的任用職員等でして、この方たちは災害時の緊急招集の対象外というふうな答弁もございました。つまり、多くの人手が必要となる緊急時、ふだんの6割強の役場の職員の方たちだけで乗り切らなければいけないという、そういう状況なわけです。

また、臨時職員の任期は六月または1年というふうにされておりますけれども、1年を超えた任用というのが常態化しております。そして、仕事の内容も正職員の方と変わりません。実際、職員定数条例で定められた正職員の一部が臨時職員で置きかえられているという事例も見られます。経験も豊富で能力も高い臨時職員の方が、正職員と区別され、不安定な雇用環境に置かれていることは、行政サービスの充実の面からも、職員の方たちのやる気の面からも好ましくないことです。

そもそも、長期的な観点に立ち、安定した行政サービスを提供する使命を持つ町の職員が半年や1年という短期の計画で雇用されていること自体が大きな矛盾であり、人材の確保と育成を難しくしていると考えられます。近年、町民の方たちから職員の方の質の低下を指摘する声も上がっておりますけれども、その一因にこの矛盾した雇用形態があるのではないのでしょうか。現在の役場の行政サービスを安定して続けながら、この矛盾した雇用形態をなくしていくために、現在働いておられます臨時職員の方たちを正職員として採用することを意見として提案します。重ねて、もし、短期で計画で実施されているために、無期の雇用がどうしても難しいという場合には、任期が3年以内、または5年以内の任期つき職員というのもありますので、そういったものでの採用も御検討いただけるように提案します。以上です。

○坪倉委員長 これについて、皆さんから意見はありますか。

荒木博委員。

○荒木委員 臨時・非常勤の方の待遇、給与のことですが、ですよね。であります。このここに上げるべきかという論になると、2020年4月から法改正になって、新しい法

令に従って、会計年度任用職員というふうな制度ができますので、今ここで取り上げるべきかどうかというのは、ちょっと疑問があります。

○坪倉委員長 久代委員。

○久代委員 今、岡本委員からいろいろ意見陳述がありましたように、やっぱり特に、まず第一に、ふだんの日常の業務が、ここまで約4割に近い非常勤職員、嘱託職員によって事業が行われているということ自体が非常に問題だなというふうに考えます。いろいろと自治事務が非常にふえて、例えば保健センターの生活保護の事務なんか、生活保護行政も約10年前から始まったわけだけども、それに伴って、福祉保健課の事務も多いし、それから役場本庁にあっても、非常に、特に災害が発生したときには正規職員しか招集がかからないというふうなこと等を考えてみても、この人事管理のことで、非常に問題があるのではないかというふうに私も考えますし、それから何としても、年間所得ですよ、嘱託職員の所得が非常に少ないということ等を考えても、やっぱりこの際、こういう人事管理のあり方についての意見を、正面から提案、変えるように提案すべきじゃないかなというふうに私も考えますが、どうでしょうか。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 基本的にこの臨時的任用職員の処遇が低いというのは、自分も認識としております。ただ、その臨時的任用職員に応募される方の年齢構成であったり、それからいろんな条件が多々あります。特に、若手の方、将来日南町に残って、日南町で活躍してほしいというような若手の方に対しては、特にこの処遇が低いと自分は感じております。また、それが都会のほうに出ていかれる要因になりはせんかというような、大変危惧をしているところであります。ただ、この中で、行政サービス提供の面からも、人材の確保、育成という形でありますけど、これはやはり正職員でなし、育成というのはなかなか当てはまらないというような観点を持っております。ただ、唯一言えるのは、任用職員の処遇がちょっと低過ぎるのではないかというのは前から思っておったことは確かではあります。だけ、ある意味、何らかの形で任用職員の処遇を改善するという文言があってもいいかとは自分は思います。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

ないようですけども、2つ大きな問題というか、視点があると思います。

1つは、正規職員が足りていないという、足りていないので臨時職員等を雇用せざるを

得ないという実態があります。この正規職員の採用については、現在、西部町村会による試験と本町の採用試験と、2段階選抜という形で、公平、公正な選抜がなされておると思っています。専門職ということになると若干違ったケースもありますけど、基本的に一般職というのは公務員の採用試験、正規のルートを経て採用という形になっておりますが、町として採用枠を持ちながら、応募がない、あるいは試験に合格しないということで、実際に希望する採用枠が満たされていないという実態があります。このことを、正規職員の採用を確保するために制度を変えるということになると、これまた大きな問題が生じる可能性も出てくると思います。そういうことからして、正規職員の採用は、令和元年の今年度も、山陰ビジネススクールにインターンシップなどの取り組みもされて、正規職員の募集には鋭意努力をされているというふうに考えますが、実態が現状であるということが一つありますので、その正規職員の確保については、なかなか厳しい実態があるということ、それから、臨時的任用職員あたりの賃金が低いという指摘もございしますが、これ、来年4月から、会計年度任用職員という制度に変わります。このことによって、これまで賃金であったものが給与になる。退職手当、期末手当、時間外勤務手当、退職手当等々、正規職員並みの手当が全て該当されるということに、若干ベースになる金額は低いかもしれませんが、全て対応されるということになります。そういうことからして、来年度からの会計年度任用職員については、今よりも給与水準、そして全体の所得はふえてくると考えるところではありますが、そういう実情からして、どのようにこの委員会として判断をするかということですが、いかがでありましょうか。

岡本委員。

○岡本委員 皆様の御意見お聞きして、まず、採用試験の問題ですね、正職員の方の。これは確かに大きな問題です。特に、私、申しましたとおり、今現在長い間働いている方を正職員に転用するという、正職員に移ってもらうというような場合に、年齢制限の問題もございしますし、また、その実際に町村会ですか、西部町村会がつくったペーパー試験にパスするかどうかというような問題もあるので、ちょっとそのところは、もちろん町だけではなく、西部町村会とも話をして、検討してもらわなければならないところだと思います。

ただ、それとは別に、すぐできる問題として、町自身の問題としてできることは、1つは年齢枠ですね。年齢枠が大体35歳、34歳か35歳、そのくらいまでで切られてるので、それより上の年齢の方は応募できない、もちろん若い方に入ってもらいたいというの

はわかるんですけども、もしそれで採用数が足りないのであれば、年齢枠を広げるとい  
うのが一つの手ではありますし、それから保育士の方などで、臨時職員で保育士というこ  
とで、指定で採用してる、求めている場合もございますので、そうなってくると、保育士の  
資格を持ってんだけど、正規職員のほうには枠がないとかいうようなことも考えられます。  
ですので、そういった年齢枠の拡大等、あくまでも正式職員でどの職種も募集するという  
ような改善はすぐにでもできるのではないかと私は考えます。

それから、賃金の改善、会計年度任用職員の導入の問題で、もちろんこれは確かに単純  
に金銭的な面では多分よくなるんだと思います、会計年度任用職員になって。ただ、それ  
と同時に、正職員並の義務とか規律を守るようにとか、そういう義務も今までなかったも  
のがかかってくるわけです。だから、そういう意味でも、ほとんど正職員並みのものが、  
今までも求められてたのかもしれませんが、名実ともに求められるという状態になり  
ます。それにもかかわらず、任期はやはり1年で変わらないわけです。短期間です。よ  
くわかりませんが、町の施策で1年なんて、そんな短い単位で何かをやるなんてい  
うことはほとんどないように思うんですけども、もちろん予算は1年ごとに立てますけ  
れども、大体3年とか5年、あるいは10年という長期的な展望に立って、職員を雇って、  
町政実行していくと思うんですが、その中で、この1年という会計年度任用職員の任期と  
いうのは臨時職員と変わらないわけで、この点は非常にやっぱり職員の方のモチベーショ  
ンという意味でも、待遇という意味、待遇は金銭的なものだけではもちろんないですから、  
待遇という意味でも、はっきり言って改善されてないので、そういう意味で正職員、ある  
いはせめて3年、5年の任期のある任期つき職員への移行をということを検討してもらい  
たいと私は考えます。

○坪倉委員長 臨時職員を正職員に採用をするということについては、これまでもずっと  
そうでしたけど、やはり試験を受けて、試験に合格した方について採用するという型式が  
ずっととられております。このことをゆがめると、示威的な、俗に言うコネ等の採用があ  
るかもしれないという心配もあります。やっぱり採用ルールというのは厳格でなければな  
らないと、公務員として、と思いますが、あと、会計年度任用職員は1年なので、3年、5  
年ということになると、任期つき職員という形に、岡本委員が言われるようになるわけ  
ですけども、この法律が想定しているのはやっぱり専門職ということになっておりまして、  
一般事務については想定がされていないということからすると、専門職、例えば町直接じ  
ゃないんですけど、病院の検査技師とか、日南町にないですけども、研究所の研究者です

とか、土木の一時的、これまで県の職員を一時的に採用といひましようか、派遣という形で受けて任用したこともありますけども、そういう形で災害対応に当たるとかというような、やっぱり専門職を想定した制度だと考えますので、一般職、一般事務についてはなかなか制度の運用というのはないのかなと思ひます。現在、日南町では、任期つき職員の制度としてはありますけど、運用は、過去を含めて、過去数年間も、現在も実態はありません。

複数の委員からありましたけども、臨時職員の所得等については、来年度どうひ運用になるかというところをもう少し見定める必要があるのかなと思ひてます。

大西委員。

○大西委員 地方公務員という形のいろいろな法律があります。労働基準法では適用されない、所轄は総務省だと思ひますけども、私自身も、県、地方公務員ですね、県と国の、両方ともですね、私自身が臨時職員になったことはござひます。これは高度専門性ということで、それもテストというんですか、何十人、何十倍という試験があるわけですけども、やはりそれを通して、そして、そのときにはちゃんと条件がですね、1年以内ですよ。もし再任用ある場合があるとかいう文章が書いてありまして、金額はこうですよ。やはり高度専門性ですから、通常の賃金体系からしたら大変高いということではござひました。全国を見ないといけませんけども、日南町においてこれについては、先ほど委員からも2020年ですか、新しい法律が出るということですから、それを待って、もう一度見直してでも、遅くないんじゃないかなという思ひがしてあります。

○坪倉委員長 古都勝人委員。

○古都委員 私もいろいろ思ひところがありまして、一般質問等では、若い臨時職員に勉強の機会を与えて、試験をパスするよひというよひな質問をした経過もござひます。現に過去には、公務員専門のアカデミーといひますか、そういうところに行って、公務員試験をパスするための勉強をして、合格した方もあるわけでは、本町にもあるわけでは、そういう観点で、無条件で臨時職員を正規職員に移行させるということは、逆に、正規職員のほうも若干の不満を持つよひになると思ひますよ。ですから、やはりその部分は、しっかり試験勉強して、試験を受けていただくということで、そういう機会をあげるとか、チャンスをあげるよひなことは検討せねばいけませんけれども、今、同僚議員のお話があったよひに、来年度の状況を見定めてから、どのような運用をされるのかというものを見てからでも遅くはないと思ひますし、今の任期つきの全国の例を見ても、ほとん



どそういうところ、関西が多いようですが、有資格者、別の試験を持った資格者が、そういった医療、福祉、教育、そういったところの有資格者がそれに該当して適用を受けているという事例がほとんどであります。ですから、今回は現在のままでいって、1年等様子を見て、それから詳細な議会の意見も議論すべきだろうと思うところでもありますので、私はそういう意味で、今回はそこまで上げなくてはいいいんではないかというような気持ちを持っております。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

岡本委員。

○岡本委員 まず、試験についてですが、これは別に今の臨時職の方を試験なしで正規にというふうなことを言ってるわけではなくて、経験と実績、それと例えば面接と小論文のような、そういう試験のやり方もあるんじゃないかというのが提案と、あと、これは恐らく、恐らくですが、今後運用がうまくいけば、うまくいけばというか、あくまでも一時的な、今、実際、臨時職員の方が非常に長く働いていて、たくさんおられるという現状を解決するための恐らく臨時的な手法にはなるんじゃないかなと思いますけれども、少し、単なるペーパー試験ではない試験方法というものの導入も、今、大学入試などもそういうこともやられてますし、考えてもいいんじゃないかというのが私の意見です。

それから、委員長から任期つき職員が専門職であるということがございましたけれども、今現在はそういう適用なのかもしれません。ですが、これ、ちょっと前なんですけども、17年の5月9日の参議院総務委員会での高市国务大臣の答弁なのですが、読みますね、その部分を。常勤職員と同様の業務を行う職が存在するということが明らかになった場合には、臨時非常勤職員制度ではなく、常勤職員や任期つき職員の活用について検討することが必要だと考えておりますという、高市大臣がそういう答弁をされております。つまり、国も、常勤職員ももちろんですけども、任期つき職員についても、臨時職員にかわるものとして活用したらどうかということをお大臣が言っているわけなので、それはこれから任期付職員の何ていうんですかね、運用の仕方をちょっと変えていくということも考えてもいいのではないかとというのが私の意見です。

○坪倉委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今、岡本委員から話がありましたけども、最初の説明と裏表な話も出たようですが、やはり、ただ職員になるだけでなく、職員になった場合には、職階制もございまして、責任の問題もあります。したがって、最初言われたように、非常時の招集がなか

ったりとか、全くないとは私は思ってませんけども、なかつたりとか、いわゆる業務に対する責任の度合いも職階制によって定められてあるわけですし、また、逆に言いますと、本人も長期雇用でなく、身軽な仕事をしたいという若者の風潮も実際にはあるわけですし、俗に言うフリーターの考えですけども、それを一方的に窓口を閉ざしていないんですから、やはり勉強して受かっていただくというのが筋であって、そこら辺は、もうちょっとそういった方の意向も聞いたりして、議会としての意見をまとめるのであれば、先ほど出ましたように、施行後、状況を見て、あるいは職員の意向も聞いてみたりして、議会としての方向性を出すべきであって、現段階では早々ではないかと考えております。

○坪倉委員長 近藤委員。

○近藤委員 自分、この採用試験という形態ですけども、今、先ほどから話があつておるように、職員数の不足を解消するためにいろいろ努力をされて、絶えず無線などでも呼びかけて、採用試験がいついつありますということを申し述べて、啓蒙されておられて、解決に向けて努力を十分されていると自分は思います。その採用試験の条件緩和というのは自分は否定的でありまして、やはりある程度、周りのほうの自治体とも協調した取り組みでないとしないと自分は思っておりますし、いかに日南町が足りないから、日南町だけの特別なということはよく議論する必要があるかと思います。

自分が一番問題にしているのは、とにかく臨時的任用職員の処遇が、こういうのを差をつけるわけではないですが、特に若手の日南町、これから40年からずっと日南町で生活していこうという方が今、役場のほうで採用され、臨時職員として働いておられます。やはりそういった方を日南町に引きとめておける周りの理解と協力体制、それから実際に処遇に対しての手だてが大事で、やはりそういった観点から、来年度新たな任用職員という形、制度ができるということで、そういった運用を見きわめて、また議会としても、いろいろ話し合っていっていいのではないかと思います。このたびは見送ったほうがよろしいと思えます。

○坪倉委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 いろいろと委員の皆さんから御意見のほう出てるようでございますけども、いずれにしても、来年度から会計年度任用職員の運用というのは始まるわけでございます。今回は決算の審査意見という位置づけで議論しているわけでございますけれども、この会計年度任用職員の、いわゆる新年度予算に上がってくるわけでございますし、先ほどいろいろと御意見があるように、その待遇の話、それからあるいは非常時の招集の話と、

いろいろとやはり義務も生まれてくる部分もございます。その辺を含めまして、これについては、新年度予算の部分で議論したらどうかと思います。以上です。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

今回の決算審査意見には取り上げないという意見が多いようではありますが、取り上げないということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○坪倉委員長 では、取り上げないということにします。

補足で、蛇足になるかもしれませんが、申し上げますけども、やはり正規職員への採用については、執行部も、若い臨時職員に採用試験を受けるようにと促したり、ビジネススクールからインターンの受け入れ等もされておりますし、先ほどありましたように、町内放送等でたびたび募集のお知らせもされております。加えて、従来ありました住所要件も今なくなって、全国から応募ができるような状況にもなっております。そういうことからして、努力をされておるということを踏まえていただきたいと思いますし、あわせて、町内、役場だけじゃなくて、他の業界も非常に人員不足であります。そういうことからして、その公務員、役場だけが職場じゃないわけでありまして、日南町を支える人材として多く残ってというか、日南町で生活をしていただきたいという思いはありますということを加えさせていただきたいと思います。

次に、人権施策推進事業についてであります。

人権問題は重要な政策課題である。昨年9月、5年に一度の町民を対象にした意識調査を行ったが、年度内に分析、公表されなかったことから、新年度予算に政策課題が十分反映されずにいる。人権教育を学校教育と社会教育の柱と位置づけるためにも、来年度から教育委員会の所管とすることを提案する。また、昨年開催の同和教育研究集会のテーマが、在日韓国人の人権に見られるように、人権問題は多様であることから、同和教育に限定しないで、広く、人権教育研究集会に呼称を変更したほうが良いと考えるという意見であります。

これについて、意見がありますか。

久代委員。

○久代委員 私は、この意見を提案をいたしました。決算審査の過程の中でも、総務課で質問をして、ここに記述をしているように、昨年9月にアンケートが行われましたけども、結局年度内に公表されていませんし、そういうことから、今の町民の人権、いわゆる人権意識がどのような状態に置かれているかということが、かなり詳細に人権問題についての

意識調査というのを全部人権センターからもらって、読ませてもらいました。かなり詳細に、男女別、年代別に、今の町内の人権意識がどうなっているかということについての記述があって、やがて今度のことしの大会で報告されるということですが、その今の人権意識状況についてのことが新年度予算に反映されてないというのは、同じような30年度と31年度の予算を組み立てているということから、そういう記述をさせてもらいました。

それと、大きな柱のは、今の人権教育ですよね、それがほとんど多様な人権問題を今、扱っている、いわゆる部落問題だけに特化しない、現実にはさまざまな人権の差別的な問題があるわけで、そういう状況の中から考えてみれば、いわゆる人権教育というのは、社会教育、学校教育の中でも扱われているように、教育委員会がやっぱりきっちり学校教育、社会教育の重要な柱として取り扱う、そういう所管に移行したほうが、より、今求められている人権教育が進めやすいのではないかというふうに思います。今は総務課の所管ではありますけども、総務課から教育委員会にかわってどうなのかということが、皆さんこれまで議論した中でそういう意見があったわけけども、人権教育の中身からして、やっぱり教育委員会が重要な柱として位置づけて、年間事業として展開をしていくというのがいいじゃないかなというふうに思って、あえて所管事務のことについても提案をさせていただきました。新年度に生かしていつてもらいたいということも含めての意見であります。

○坪倉委員長 ほかに意見ありますか。

岡本委員。

○岡本委員 私は久代議員の意見に賛成です。人権問題、さまざま沖縄の問題、ハンセン病の問題、在日朝鮮人の問題、それから福島の問題なんかもそうですし、特に昨今、隣国の、韓国との何か摩擦なども取り沙汰されてまして、非常にヘイトスピーチのようなものも、はびこっているというような状況にありましては、小・中学生ですね、小さいころから、子供のころから人権についてしっかり教育していくということが大切だと思います。そのためにも、しっかりと教育課に所管を移して、腰の座った人権教育というのをやる必要があると考えます。

○坪倉委員長 古都勝人委員。

○古都委員 提案者からの説明も聞かせていただきましたが、ここ数年、教育委員会から総務課に行ったりとか、それから、実質的に人権センターのほうに職員配置をして、事務をして、落ちついてきたところでもあります。作業もだんだんに進むようになったわけでご

ざいますが、そういった中で、また所管課を変えるというようなことでは、なかなか落ちついた教育指導ができないと思うわけであります。そういったことで、いましばらく、今の正規職員が人権センターに配置されて活動をしておるわけでありますので、しっかりとそれこそ落ちついたことをしていただきたい。

それと、呼称についても触れておられますけれども、呼称あたりはやはり、そういった大会あたりでほかの参加者がどのように考えるかという意見もしっかり確認した上で、呼称変更あたりも、議会から言うのであれば、そういった作業が必要だと思いますし、議会の一方的なことで、それぞれの団体の呼称を変えるというようなことはなかなか難しいんじゃないか。現在は人権センターという名前で、男女共同参画あたりも取り入れて、幅広くなってきておりますので、今そこを、どういいますか、言葉はよくないんですけども、つつくということではなくて、安定化させるべきではないかと私は考えております。

○坪倉委員長 近藤委員。

○近藤委員 古都委員と同じような考えでありますけど、今、この所管課として教育委員会へということですけど、自分が感じている、人権センターの館長いうのかな、大変勉強されて、本当、立派な自分の意見を発表されて、この間の小地域懇談会でも立派であったと自分は感じております。やはりそういった意味で、じっくり腰を据えて、これが今の状態でいいのか悪いのかという、まだ精査する時期に来てないと思います。したがって、今の所管課で自分はいいと思いますし、それから、呼称についてですけど、自分も、このたびLGBTを取り上げられたりして、同和推進協議会という名のもとではありますが、広く人権についていろいろ話しされております。呼称というのは、皆さん方がこれはやっぱりおかしいという総意がだんだんに草の根的に広がって変えるほうが自分は正しいと思いますので、その中身が、ただ同和問題だけでなしに、あらゆる人権について、今テーマとして上げて、年間テーマを設けて取り組んでおられますので、呼称について、今のところ、拙速に対応する必要はないと自分は考えております。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

取り上げる必要ないという意見のようですけども、まず、そのアンケートにつきましては、意識調査については、昨年9月末に配布をされて、10月15日を回収期限としてアンケートを実施されております。取りまとめがその後行われて、概要について、6月の同和教育推進協議会の総会で報告がありました。最終版については、久代委員が言われるように、11月に予定されている同和问题研究集会で報告をされるということ、実態があり

ます。30年度調査が31年度予算に反映されなかったというところは確かにあるのかもしれませんが、そこはその本来ならもう少し早い時期にアンケートを実施しなければ、10月の取りまとめから分析、予算編成が1月ですから、非常に厳しい、タイトな日程であることになかなか反映されにくかったというところはあるのかもしれませんが、ですので、そこはやっぱり事業を前倒しというか、年度の早い時期に着手をしていただくようなことは必要だったのかなと思っています。

もう一つは、人権施策推進事業と人権教育というのは、若干その内容に違いがあると。人権教育は確かに教育委員会が所管すればいいのかもしれませんが、人権施策につきまして、教育委員会でいいのかどうなのかという検討、検証も必要なのかなとは思っております。そういう私の思いなんですけど。

久代委員。

○久代委員 かつては、人権施策、人権教育は、教育委員会の所管だったんですよ。それで、それがたしか、もうかなりの年数になりますよ、人権センターができてから。なぜか総務課に、あのときも私、総務課に関することについて、反対の意見を述べたわけだけでも、いわゆるあれですよ、自宅改修の資金、3本の資金の返済事務を総務課が所管していた関係で、総務課が所管することになった経緯はあるんです。それを同僚議員の皆さん、正式に理解してもらわないと、人権教育、人権施策は、教育委員会が、教育課が仕事をしておられました、かつては。それは厳然たる事実です。ですから、改めて、例えば昨年行った在日韓国人のことの発表とか、それから、ことしされる戦争と人権とか、こういうテーマはまさに教育委員会が持ってですね、私は人権センターに配置されている職員のことを言っているのではなくて、そういうことを人権センターとしてですね、教育課の職員として、より目標を果たしていただきたいということの願いも込めて、この際、議会としても所管事務をどうするかということを決算審査に当たって、私は非常にそのことを強く訴えたいなと思って、意見として上げさせていただきました。

○坪倉委員長 久代委員、人権教育、人権施策を全て教育委員会が行っていたと言われましたけども、総務課が人権施策の一部を持っておったんですよ、今の人権センターができる前に。例えば隣保館の運営ですとか等について。総務課、全くなかったところに持っていったわけじゃなくて、総務課がそのころにも、総務課と教育委員会とに分かれてる同和施策、同和教育を一本化すべきだという意見は、この議会でも議論した経過があります。ですので、総務課が全く持ってなかったわけじゃなくて、人権施策の一部という表現はお

かしいんですけど、総務課が持っておったわけです。教育委員会は教育部門を持っておったということで、五、六年か、もう少し前かもしれませんが、人権センターに一本化した、総務課に一本化したという経緯があると思うわけですね。

それはそれとして、数年も経過してますから、教育委員会にという意見はあってもいいとは思いますが、ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。

櫃田委員。

○櫃田委員 人権センターがありますので、その人権、大まかなところは人権センター管轄で、それで学校のほう、教育のほうは、学校の教育プログラムの中にも人権学習がありますので、特に一緒に、その教育委員会に移行ということではなくて、学校教育は学校教育のプログラムの中で、人権センターは人権センターで独立してて、今のままでよろしいと思います。

○坪倉委員長 ほかにはありませんか。

久代委員。

○久代委員 今、人権センターで毎月1回、人権講座が開かれてますよね。あの参加者が昨年が百五、六十名だったというふうに報告が書いてありますけども、その中身を見ると、やっぱり今のハンセン病とかもあるし、いろんな人権問題、多岐にわたっていて、私は広くもうちょっと参加人数がふえる、そういう人権講座であってほしいなという意味からも、例えば、会場、多目的ホールでするとか、本当に町民が一番集まりやすいところに集まって開催する手法も例えば研究してほしいとかいうことも、放送があるたびに考えているわけです。そういうことからして、広く人権を、広いテーマで行っている関係からも、学校教育とはまた違う、いわゆる社会教育の一環であるという点からしても、ぜひとも教育委員会に移管されることを提案したいというふうに思います。

○坪倉委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほど来、委員長、久代委員あたりの話もありましたが、かつては、今でいう建設課に当たりますけども、構造改善をやる時期には、やはりそういった課が前面に出て、地域での話し合いをしたりとかして、歴史的などういいますか、かかわりを役場挙げてやってきたわけで、それが六、七年前ですか、総務課のほうに行って、それからいわゆる今日のような議論があって、一本化して、人権センターという形で、先ほども述べましたが、大分落ちついてきたと思うわけです。いわゆる各自治会で行われます、そういった研修会も、かつては西部広域のライブラリーというのがあって、そこからそういった人権ビ

デオあたりを選択して、同和だけに限らず、やっておったわけです。今でいうパワハラに当たるようなこと、それからしゅうとめとの関係とか、いろいろ我々もビデオ見てきたわけですので、新しい取り組みではないですけども、今それが大分表に出てきたというのが実態であって、やってなかったわけではないわけです。ですから、先ほども申しましたように、ようやく館長頑張られて、アンケートをとったりとか、幅広い人権について対応しておられるわけですから、今これを変える必要は私はない、改めて考えたところでありませう。

○坪倉委員長 人権講座、ふれあい会館でされておりますけど、去年は197人ということで、前年よりも参加者がふえてきておるということであります。担当としては、もう少し来てほしいなという、努力が必要であるという記述もされております。今回、人権センターが定着しておる現状、そして、同和教育という言葉が町民に広く浸透し、そのこと、同和イコール人権だというふうな認識もかなり深まってきておる現状からして、今回取り上げなくてもいいのではないかという意見が多いようでありますけども、決算審査の意見として、取り上げないということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時15分といたします。

〔休 憩〕

○坪倉委員長 会議を再開いたします。

続けてまいりますけども、5番の観光振興対策事業、若松鉦山についてであります。平成20年、近代化産業遺産群に認定され、観光資源とすべく調査されてきたが、若松鉦山の所有者は民間企業であり、鉦山にはトランスが放置され、PCBの処分も終わっていない。現状では、鉦山の坑道に入ることはできず、工場や事務所の保存には高額な費用を要する。また、道路も改修工事が必要である。聞き取りの中で、かなりコアな来訪者が、年間30名程度あるとのことであった。このように、メジャーな観光資源にはなりにくいことは、これまでの調査で判明したと考える。今後は、今まで調査したものの展示や、聞き取りの資料、映像の整理等を行い、観光振興対策事業としては終了すべきであるという意見であります。

これについて、意見がありますか。

大西委員。

○大西委員 この意見につきましては、実は昨年、多里のセンターのほうで、この中で、



今年度事業、30年度事業の中で、動画撮影とかいう方、DVDを制作されまして、実際に老人クラブ等で見させていただいて、それ、よかったなど。その後、多里のセンターの中にいろいろ展示されてあります、ずっと過去の歴史も。実際には若松鉦山まではちょっと行けなかったんですけども、逆に、今ここに書いてあるように、これを観光化するには、道とか相当な多額の費用がかかると、あと、維持管理も大変だと思います。今、PCBも低濃度と高濃度、一つの低濃度は処理されたと思うんですけども、これの撤去費用であったりとか、大変かかりますし、あとの坑道の建物の維持管理とかいうことを考えますと、効果として大変薄いなという感じがしますので、この事業については終了すべきと考えております。

○坪倉委員長 近藤委員。

○近藤委員 自分は、この意見についてですけど、日南町の中に数少ない、観光資源は大変少ないわけでありまして、その中で、今まで取り組んできた観光資源の一つとして、若松鉦山の坑道の跡地、遺産としての取り組みであったと思いますけど、決してメジャーになる観光資源になる必要はないと思うわけですし、それから、高額な費用というものも用いずにも、今、昨年の報告ではありましたが、30人程度ということでしたけど、関心を持たれてる方は結構潜在的にあると自分は感じております。多里のまち協の展示場とあわせて、やはり元気な方は行ってみられるでもいいじゃないかと思えます。

それから、道が壊れているということで、1.5キロぐらい歩いて鉦山まで行ってもらわないといけないということですけど、それは承知で見に来られる方もおられますし、こういった意味で、そんなに大々的にメジャーな観光資源にするために高額な費用をかけることは必要ないとは思いますが、やはり地道な草の根活動的な観光資源としての存続は望みたいと思います。

○坪倉委員長 岡本委員。

○岡本委員 私は、この意見には反対です。若松鉦山は残していくということでやってもらいたいと思うんですけども、一つずつ、まず、PCBのことなんですが、PCBは、これは当然処分すべきものです。それは観光振興とは関係なく、常識的に費用がかかろうと、それは費用を誰が、県に持ってもらうか業者に持ってもらうかという問題は当然出てくるでしょうけれども、PCBは当然期限までに処分しなきゃいけないということで国のほうでも指導しているはずなんです。

それから、平成20年近代化産業遺産群に認定されたということなんですけれども、問

題は、この後どんなことをしていたかと、これはちょっと、さっきの話もそうですけど、釈迦に説法みたいな話になるんですけど、皆さんよく御存じだと思いますけれども、平成20年の近代化遺産群に認定された直後に数回会合があったようなんですけれども、その後、ほとんど何もされておられません。ようやく平成28年に会合があって、本格的な調査というのが入りまして、企画課の依頼で、産業考古学会理事の山田大隆氏というんですかね、という方が調査に入って、報告を上げております。この報告書、皆さんごらんになっただろうと思いますけれども、この中で、とにかくこれからは、今まで放置されてたから、かなり傷みがひどくなってるということをまず、非常に残念だということを書かれてありますし、これからは、金を集め、経済を確立して、整備、観光資源とする企画が必要である。あるいは、観光資源として、ほとんど手がつけられていない魅力も大きい。若松鉱山っていうのは、非常に短期間の間に、1カ月程度の期間で急に閉鎖されたというふうに聞いております。そのために、ほかの鉱山とは違いまして、中のものがほとんど手つかずのまま、残ったまま残っている。だから、非常に貴重な機械が鉱山の中にたくさん残っているという意味で、非常に貴重な資源だそうです。ということで、観光資源として保存すべきという意見が出ております。

実際にそれで、その後、28年に調査があって、29年度は予算がついてませんが、30年度、御存じのとおり、今お話にあったとおり、口述歴史の聞き取り等の事業がされております。そして、31年度には、ガイドの養成事業、保存事業ということで予算がついておりまして、まち協と地域が一体となって、この若松鉱山を保存し、観光資源として盛り立てていこうということで、今頑張っているところです。実質的にまだ、だから、始まって2年間ということで、その初年度の入場者が30名程度だったということで、近藤委員おっしゃった通り、この若松鉱山で何千人もの人を寄せて、メジャーな観光資源にしようなどということは考えていません、全く。ただ、少しでも入場者がいる以上は、そういう人たちを案内して、こういう非常に何ていうんですかね、熱心な、コアなというか、マニアというか、そういう方たちというのは、遠く、例えば、東京とか新潟から来られる方もおられるらしくて、そういう方は、数は少ないんですけども、金額としては、1人で例えば5,000円とか6,000円とかっていうお金を寄附していったり、非常に熱心な方たちなので、お金という意味では、1人当たりの経済効果は非常に大きいと。

それで、もしこれを公開をしないということにしてしまうと、そういう熱心な方が無断で入ってきて、非常に危険もあるということです。ですので、そういった危険を防ぐため

にも、全体を改修する必要はないんです、一部だけ、見せられるところだけ改修維持して  
いって、そこに案内をするということです。

あと、ちなみに、建物は民間のものですけれども、そこに続く道路は町道でして、幸い  
というか不幸にというか、去年災害で、道が非常に悪い状態に結構、何ていうんですかね、  
今までも悪かったのが、災害で、ちょっといつの雨かわからないですけど、災害で道がひ  
どい状態になって、その災害の予算で道路は、町道は補修する予定ということになってお  
ります。

とにかく、まだ、ようやく28年度に調査が入って、30年から始まったばかりの事業  
ですので、地域も一丸となってやろうとしてますので、これこそ少し様子を見て、続けて  
いくべき事業ではないかというふうに考えます。

○坪倉委員長 ほかにありますか。

近藤委員。

○近藤委員 自分、この観光振興対策事業のこの若松鉦山について取り上げるのが、是非  
でなしに、一番最後の終了すべきであるという点に大変抵抗を感じておるものでありまし  
て、そのあり方については、検討する必要がある、活動のやり方については検討する必要は十  
分あると思いますし、その規模についても当然でありますし、そのやり方についても十分  
検討していく必要はあると思いますけど、でも、日南町の中の数少ない観光資源としては、  
やはりもっと精査して、できる範囲で、メジャーにならなくても、マニアックな方に案内  
を出す、目にとまる活動をして、それから、1メートルしか入れなかったところを2メー  
トル入る、2メートル入れたのを3メートル延ばす程度の修繕で十分結構だと思います。  
それで、コアな方は、マニアックな方は十分満足して、1.5キロ、2キロの道を歩いて  
でも来られる方は、自分はおられると思います。そういった効果を期待しながら、やはり  
終了するというのには、物すごく抵抗を感じております。

○坪倉委員長 荒木博委員。

○荒木委員 先ほど終了という言葉がちょっとネックになつとるという話が出ましたが、  
来ていただくことに関して、やっぱり安全かどうかというのは一番大事なことだと思いま  
すので、私としては、当然現地の入山禁止というのは一番よろしいと思います。事業とし  
ては考えていくべきだと思いますが、この文章的、このままの文章的なことはちょっとま  
た変えていただければいいと思いますが、まず、興味のある方が行かれるということに関  
して、黙って入られる人がふえるから、可能性があるからということできなしに、もうやは

り安全であるというのが一番の問題だと思いますので、事故がある前に、入山禁止は基本的な原則としていただきたいというふうに思います。

○坪倉委員長 ほかに。

久代委員。

○久代委員 この意見を採否する前に、改めて企画課の意見を、かなり詳しく坪倉委員長も聞かれた経過も、決算審査の中に聞かれた経過もありますが、私も中止、終了すべきであるというのには反対であります。といいますのが、日本一のクロム鉱の採掘の実績のあるかつての鉱山ですから、やっぱり、そのために産業遺産に登録、近代化遺産に登録された経過もあるので、道路改修とか施設の改修とか、いろいろありましたけども、私は産業遺産として、きっちり施設があることがまず一番ですけども、ある意味、大山登山じゃないですけども、何時間かけて現場に到着するというのもあってもいいじゃないかなと。最低限改修するところは安全確保のために改修するとして、やっぱり、文化遺産、歴史産業遺産として継承していくことは必要じゃないかなというふうに思いますし、展示は確かにいろいろ多里のセンターで展示されておって、先ほどDVDの話もありましたけども、やっぱり現場を見て確認すると。百聞は一見にしかずという言葉があるように、やっぱり資料だけでなく現場にも行ってみたいという方が結構おられるようですので、この文言を変えるか、表現を変えるか、もう一度聞き取りをするかして、意見をまとめたらいじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

古都勝人委員。

○古都委員 文言については、委員長、また再度検討するというのを冒頭話されたわけでした、それはやっていただきたいと思いますが、ここをよく読むと、そういった遺産として、遺産群として構うなということが書いてない。観光対策振興事業としては終了すべきであるという表現になっております。ですから、当然、産業遺産としては保全することも考えられますが、終了と言わなくても、検討してもらえばいいのかなと思うわけでした、やはり、お話がありましたけども、荒木委員からもありましたが、人が入ることになると、観光施設っていうのは、絶対に安全が最低限の条件なんですよね。ですから、それを整備するには、わかりませんが、億単位の金が要ると思うわけです。当然、多里まで来られれば、行ってみたいという発言もありましたが、行ってみれば、中に入ってみたいということになります、必ず。ですが、やはり安全が第一であるということが確保

できるのかどうか、私は、廃止でなくても検討すべきだというふうに思っております。

もう一つ、観光振興対策事業という観点からいうと、観光地がたくさんあったにこしたことはないですけども、きょう現在でも、保守もままならないという体制であります。多里においてはまち協あたりが力を入れておられて、メイン事業にされようとしておりますけれども、やはり高齢化の中で、全てを観光地として保全していくということになれば、行政負担が非常に大きいと思うわけです。

したがって、今着手しとる観光事業から、一つずつ完成をしていくべき施策だと思っております。したがって、廃止は、終了はどうかわかりませんが、安全をやはり第一にするような方向で、データのものは、まだまだそろえられるとすれば整理していただくという方向で、私は、表現を変えつつも、やはり一区切り打つべきだと考えております。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

岡本委員。

○岡本委員 まず、産業遺産としては残してもいいんじゃないかということでしたが、そういう御意見がありますけれども、安全というのは、確かに観光の上で非常に大切なことなので、安全の確保というのはやらなければいけないですが、それに幾らかかるとかかっていうことは、今の時点でそんなに何も言えないんじゃないでしょうか。大体、そういう計画を私も、立てたのかもしれませんが、立てたんだったら、ちょっとそれは、それこそまた聞き取りでも何でも報告していただきたいですが、とにかく、検討中で何にも予算的なものは決まっていないうちに、たくさん金がかかるからやめろという議論はむちゃくちゃなわけで、お金が、可能な範囲の予算で安全を確保できるところを公開して観光すればいいわけです。産業遺産としてだけ残そうとすれば、それこそ一方的にお金が出ていくだけなわけですけども、観光資源として生かせば、多少なりともお金が入ってきますし、来られた方の入場料みたいなものもありますし、あるいは、先日企画課の説明にもありましたけれども、民間の施設ということで、町のお金でなく、クラウドファンディングというような方法を利用して、民間からお金を集めるという、そういう方法も、産業遺産でなくて、観光施設という位置づけがあつてこそ可能な方法です。

あと、文言を変えてというお話もありますが、ただ、この提案の一番の肝は多分終了すべきということであつて、予算の内容について検討するということには、それこそ予算審議のときに皆さん十分に検討されるわけであつて、実際問題として、今、30年度、31年度も若松鉦山の観光振興にはそんなに大きな予算は出てないわけですから、普通にそう

やって、予算審議のときに検討すれば、適切な結果が出るわけですし、あえて決算意見としてこれを取り上げる必要は全くないと私は考えます。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

この若松鉦山のことを含む観光振興対策事業について、昨年3月の議会での審議は十分にあったとは思っておりません。が、決果として、成果調書にもありますけども、魅力的な観光商品の開発、虫以外で本町の観光の核となる観光素材の商品化事業という取り組みで、観光協会が事業を進めております。約40万円の費用を投じて、聞き取り調査も行われております。報告がありましたように、観光客として、ガイドが案内をした人が30人、その方々からいただいた協力金が10万円という状況であります。1人当たり幾らの協力金かっていうのは詳細はわかりませんが、表現としては、高額な協力金を支払ってでも見学をしたいという人は根強くあるというような表現もあります。そういう実態が現状だと思います。

私も本会議の席で質問をいたしましたけども、その産業近代化遺産群に、ちょっと正式に認定だったのか登録だったのかは記憶がありませんけど、どちらにしても、遺産群に指定をされたということ自体で、町が何かをしなければ、行政が何かをしなければならぬという義務は全くないということでもあります。経済産業省が指定をしたということだけであって、行政に何らかの義務が発生するということはないということはありません。その上で、観光振興としてどうするのか、方向性を明確にすべきだという質問をいたしました。昨年度聞き取り、本年度も保存活動やガイドの養成などの取り組みはされておりますが、いわゆる到達点が見えないわけでありまして。本当に、広く一般の方が自由に見学できるような施設にしていくのか、今のように、本当に関心の高い人に対して、安全確保も含めて、ガイドをつけて来ていただくというところでおさめるのか、そういったところも含めて、将来の方向性、この事業の到達点を明確にすべきだという思いはありますけども、いかがでありましょうか。（「ですから、検討すべき」と呼ぶ者あり）

近藤委員。

○近藤委員 こうやって今スタートして暗中模索で活動をやっている中で、到達点を決めるというのは大変至極難しいことだとは思いますが。ただ、継続して行って、その都度問題点を見つけ、また啓蒙しながら、宣伝もしながら活動をしていくということは、メジャーにならなくても、やはり価値は十分あると思います。

ここではメジャーな観光資源にはなりにくいとうたってありますけど、日南町でメジャ

一な観光資源って何があるわけですか。何もないわけですが、はっきり言って。こういった小さな観光資源の積み重ねがやはり日南町の魅力を醸し出す原点だと自分は思いますので、やはり、恐らく30人が来られたのが、30人から減ることはないと思いますし、自分の聞いたところでは、その観光ガイドの費用であったり、1団体4,000円だったかな、4,000円ぐらいで、1人1,500円を徴収してするというので、大変はっきり言ったら、普通のところよりも高価な観光資源とはなっておりますけど、そういう形をしてでも、やっぱり行ってみたいという方はおられます。話も聞きます。自分の友達にもおられます。そういった観点から、やはりこれから裾野を広げていく上には、継続して取り組んでいく、もう少し、中期的には、継続して取り組んでいく必要は必ずあると思います。

○坪倉委員長 ほかにありますか。

古都勝人委員。

○古都委員 重ねて申し上げてあれなんですけど、そういったことも含めて検討していただくということ、先ほども具体的に言いませんでしたけども、今の程度の金で本当にずっといけるなら今の御意見も納得できますけれども、恐らく、積算したことは誰もないですが、現地へ我々が行っても、もう石が道路の上に大きなのが転がっておるような状態で、あれをいわゆる治山工事までして、道を修復して、せめて坑道の入り口まででもというような話になったときには億単位の金がかかると見ておきまして、そういったことも、今委員長おっしゃられたのですが、どこまでやるかというような方向性を出して、その場合には、これだけのことはせないけんよという構想もできるわけですし。今の状態をやめなさいという話ではなくて、この意見にもあるように、整理検討する期間があったり、それからガイドが養成されておいて、安全確保ができるか考えながらそういう活動をされるのは私もいいんじゃないかとは思いますが、いずれにしても、早期に検討して、整備する必要があるれば整備をする、整備までしないのであれば、どこまでやるかというような検討をしていただきたいなと私も考えております。

○坪倉委員長 到達点という表現をしたわけですが、この調書にもありますけど、本町の観光の核となる観光素材の商品化という取り組みの中でされております。ということからすると、広く観光客に来ていただくようなことにするのか、関心の高い、現状のような形で進めるのかっていうところを、どっちにするかっていう到達点という意味であります。例えば、平成31年度は約20万円、この若松鉾山の事業に対して計画をされております。それと、産業考古学会というところとの連携もとられて、調査、過去の遺産として

の調査も実施をされおる状況からして、将来的に方向性は定めた上で、その保存に向けた、最終的に資料展示だけになるのかもしれませんが、調査、保存活動っていうのは引き続きあったほうがいいのかなと思っておりますので、古都委員も言われますように、将来の方向性も含めて検討をすべきであるということにしたいと思えます。

そうしますと、前段の部分がかなり割愛されるということもありまして、その観光振興対策で、もう一つ気になってるのが、やっぱり木下家の活用について、これも全く将来の方向性が見えておりません。そういうことを、その若松鉦山、木下家を取り上げて、観光振興対策事業の方向性を今時点、今の時点というか、改めて検討すべきであると、方向性を明確にすべきであるということに。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

木下家も維持管理費が支出をされておるだけで、活用されてない、活用方針も定まっていない。ということは、もう丸2年以上が経過した現段階で、早急に。ですので、建物の修繕あたりも本当、急がれるわけなんですよね、屋根の修繕、あるいは雨どいの修繕、外壁の修繕。そういったことからして、早急に方針を明確にして取り組む必要があると思えます。もちろん、段落はつきますよ。

近藤委員。

○近藤委員 観光振興対策事業という一くくりで、先ほどありました、具体的に言ったら、若松鉦山と木下家ということ。大変中身も全然違うと思えますので、その中で、個々の対策の検討をしないと、観光振興対策事業というくくりの一つの中で、2つを一緒にして検討するというのは大変僕は難しいと思えますので、今、委員長がおっしゃられたように、木下家のほうも検討する必要があるとは思いますが、それは若松鉦山とはやっぱり離して、個々で検討してほしいというような形にぜひ持って行ってほしいとは思えます。

○坪倉委員長 観光対策事業を一括で検討をするべきだということだけでなく、若松鉦山のあり方について。木下家の将来の方向性についてという、それは2段書きには当然なると思えます。以前の表現でもありましたけど、項目を一つ上げといて、ぽつ、ぽつでやるような意見書の表現の仕方もあったので、そういう形には当然しなければいけないと思えますが。

古都勝人委員。

○古都委員 そうだと私も思いますが、いわゆる実情から見て、観光協会の職員も毎年入れかわっておると。観光協会長も入れかわっておると。観光協会委託事業でやっとなるわけですけども、そういったところの変化もあっておりますし、やはり一度じっくりとそう



いった方向性の検討はしていただいて、どこまで協会でやれるのかということも含めて、議論して方向性を出すべきだと私は思います。言いますように、廃止するでなくて検討するでいいと私は重ねて申し上げて、そういったことも含めて議論を深めていただきたいと思います。と思っております。（発言する者あり）

○坪倉委員長 岡本委員。

○岡本委員 済みません、確かにそうですね。観光振興対策を町全体としてどうしていかってということは確かに非常に重要なことで、その方針を早目に出すということについては私も賛成いたしますので、項目を変えるにしても、木下家ですとか、ほかの観光資源と一緒にどうするかということを検討するというので意見を上げるというのであれば、私も賛成いたします。

○坪倉委員長 ことし3月の令和元年度当初予算のときにも、観光振興対策については意見を述べております。その内容は観光協会をしっかりと活動すべきだという意見でありますけれども、昨年の9月にも観光振興対策、木下家については意見を述べておりますが、今回、観光振興対策事業という中で、若松鉦山のあり方、木下家のあり方について、2件、検討すべきという意見で取り上げるということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、そういうふうにさせていただきます。

次の環境保全対策事業であります。町の環境施策を審議する町長の諮問機関の環境審議会が平成30年度、1回も開催されていない。第3次日南町観光基本計画を策定されたが、町のホームページにも公開されていない。第2次実行計画の数値目標の29年度のリサイクル率の実績が未記入である。第3次実行計画の数値目標の30年度についても、実績未記入が多い。環境活動のPDCAのサイクルが回っていない。今後の環境活動をよりよくするためにも、環境審議会のあり方を再検討されたいという意見であります。これについて意見はありますか。

大西委員。

○大西委員 実は、4年前の決算審査のときに、環境の活動の数値目標というのが、実績出てないということをして4年前の決算のとき言いました。そうしましたら、9月末までの間に、前年度の数値目標が全て記入されて公表されたわけです。それから4年たって、つい最近までの数値がまるっきりホームページにも公表されていない。なおかつ、出された資料を見ますと、30年度実績、29年度実績も、30年12月に出来ますよということが、

今現在でも出てないということがありまして、やはり、この5カ年計画、これが30年度が5カ年計画の中身自身が、十分な審議されてないなど。審議会のメンバーでチェックすれば、本当に令和4年度の最終目標値と平成29年度の目標値、これの乖離が、もういろんなところでばらばらになってるような感じがします。ですから、私としては、この際、本当に環境管理活動の基本計画とか、もう一遍よく見直していただいて、審議会もやはり専門家を入れるか何かしない限り、このままの状態です。SDGsを日南町は未来都市ということで認定されましたけども、この環境活動の一番のメインは地球温暖化防止というのが大きくなっておいて、その中のいろんな項目も入ってるわけです。ですから、環境立町日南町として、やはりこの環境管理活動については、町長をトップに、諮問機関の審議会、そして、事務局の住民課について、もう少し真剣にしていきたいという意味で意見書を出しました。

○坪倉委員長 ほかに意見ありますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）いいですか。

異議なしということなんですけども、第3次日南町環境基本計画が策定されたが、ホームページにも公開されてないっていうのは、ことしの3月の意見書にも書いております。それから、第2次実行計画の数値が未記入である、第3次実行計画の実績未記入があるというようなところは、文章的にもう少し整理が必要なのかなと思ってます。

それと、一番重要だと思うのは、環境審議会のあり方を再検討されたいということであり、あり方を再検討されたいっていう意味をどういうふうに捉えるかという。まず、環境審議会を開催すべきであるし、その審議内容の充実を図るべきだと思うわけでありまして、審議会、組織のあり方っていうのは、そんなに悪くないのかなと。法律に書かれてある環境審議会ですから、そんなに悪くは。で、書かれておいて、法律上は県には設置義務があるけど、市町村には設置義務が環境審議会でありませんが、それを日南町は、任意であるけども、町長の諮問機関として、環境の基本的事項、重要な事項の審議するために環境審議会を設置をされております。そういう、例えば委員の構成ですとか審議の内容等について、充実されたいということだろうと思いますが、どうでしょうか。委員の構成、任命についても触れた方がいいですか。

大西委員。

○大西委員 どこまでって言っていいかわかりませんが、やはり専門家を、プラスですよ、アドバイザー的な専門家が入られたほうがいいんじゃないかなと思います。失礼ですけども、過去の予算とか決算で聞いたときにも、出席率も、極端に言うと半分ぐらいの

ときもあれば、毎回出て来れない方もおられます。その中で、本当に、それから審議会の時間も2時間だけで、計画の内容を聞くだけで終わってしまっていると。それで、具体的目標は20項目ぐらいあるんですけども、それを一つ一つ吟味しますと、今見ただけでも、素人が見てもおかしいなというような数字もありますんで、審議会のメンバーは、どこまで議会が言えるかわかりませんが、やっぱり専門家を、わかる方を入れられたほうがいいんじゃないかなと思います。

○坪倉委員長 大西委員。

○大西委員 それと、開催の時間を夜の2時間程度でもう1年間されてますんで、できれば、1回といいませんが、2回か3回かぐらい、例えば、昼間でもできるならば、やはり十分な審議しないと、5年の計画が余りにも他力本願な数字ばかりになっております。例えば、たくさんの数字が出てきとるんですけども、整合性がとれない数字も結構ありますんで、そういった審議をする時間を十分とるべきだと思っております。

○坪倉委員長 文章については整理が必要でありますけども、環境審議会の委員構成、審議内容の充実を諮らねたいということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、そういうふうにさせていただきます。

次に、介護保険事業、これは一般会計部分でありますけども、介護施設の介護人材確保のため、奨学金貸与制度及び就職支度金貸与制度を設けたが、制度活用実績は、奨学金貸与事業が2人、支度金貸与事業は1人とどまっている。介護施設経営や介護サービス提供の課題解決には、介護人材確保が急務である。全国的な介護人材不足の中、町内の介護施設に就職を促すには、さらに魅力ある制度としての見直しと、学校や就職セミナー等での積極的な売り込みを図らねたいという意見であります。

これについて意見がありますか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この介護人材確保のための事業でございますけれども、記載のとおり、非常に見込みと実績のほう乖離した状況にあります。その中で、特にいわゆる日南福祉会の経営というのものも、これまで議会での聞き取り、あるいは福祉会からの報告の中でありましたように、職員不足というのが根源にあるというのが判明しております。やはり今後、日南町で介護サービスを福祉会として維持していく、また、町民が介護サービスを受ける形を継続していくためには、今まさに人材の確保というのに力を入れなければならないと思っております。9月の9日に全協でも報告もありました総合戦略の実施状況等も見た中

で、やはりこの人材確保に対して力を入れる、いわゆる他の自治体に負けないほどの魅力のある制度として確立し、それをしっかりとPRしていくことによって確保ができるのではないかという思いで、ちょっと意見のほうを書かせていただいたところでございます。ちょっと説明になりましたけれども。

○坪倉委員長 ほかに意見ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

例えば、さらに魅力ある制度って、さらに魅力をつけるっていう魅力度アップについて、何か提案等ありませんでしょうか。

岩崎委員。

○岩崎委員 提案というわけではございません。いわゆる魅力があるというのは、やっぱり飛び抜けていいとか、そういうところに食いついていただけるといことが大切だと思うんですけども、いわゆる、やはりその中には、他の自治体とか企業等がどのような支援策を持ってるかっていうことも、また調査も必要であろうかと思えます。ですから、金額的なものということももちろんあるかもしれませんが、それを支給するための条件とか、そういうものも検討のうちに入るのではなかろうかと、見直しということに入ろうかと思えます。以上です。

○坪倉委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、これはこのようにさせていただきます。

次、8番の小中一貫教育事業についてであります、いかがでしょうか。

岡本健三委員。

○岡本委員 私が提出しましたので説明します。171ページですかね。この事業の説明、予算のほうの説明ですけども、グローバル化に対応した人材の育成を図るといふうにあります。確かに、来日したシアトル中学生との交流ですとか京都大学大学院留学生との交流学习というのは、無理なく児童生徒の方たちが参加できる、この目的にかなった事業といふうに言えます。しかし、シアトルへの海外派遣事業はどうでしょうか。今回派遣されたのは、1学年の約半数に当たる9名のお子さんたちです。毎年このペースでやるのですから、9年間実施したとしても、児童生徒のおよそ半分はこの事業へ参加できません。しかも、派遣される児童生徒には、渡航費用の一部負担が求められます。さらに、全員参加でないため、春季休業中の実施を余儀なくされていますので、教職員の方たちにも過大な負担がかかっています。本来、憲法に基づき、国民全員に平等に義務教育を提供する役割を負った小・中学校が、このような、いわば余分な事業のため、時間と労力を割かれて

もよいのでしょうか。英語事業や補習の充実、インターネットを通じた海外校との交流授業の実施、外国人講師や英語が堪能な地域人材の活用など、英語教育を充実させる方法で、児童生徒全員が無理なく参加できて、教員の方の負担も少ない事業がほかにもいろいろ考えられます。

また、そもそもグローバル化に対応した人材の育成を図るため、英語教育を充実させるだけでよいのでしょうか。自国の抱える人権問題や、近隣諸国との関係に目を向けさせることのほうがより大切ではないのでしょうか。グローバル化に対応した国際的な人権感覚を養うため、沖縄、韓国、台湾、中国、福島など、子供たちが訪れるべき地域はたくさんあります。もし派遣事業を続けるとしても、海外や英語圏にこだわらず、さまざまな選択肢の中から、無理なく実施できる、義務教育にふさわしい派遣先、派遣方法を選ぶべきと考えます。以上です。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

櫃田委員。

○櫃田委員 このシアトル派遣研修は、既に実績も出ておりますし、行った生徒は非常に積極的になったり、将来英語を使った勉強、あるいは外国に興味を持っておるといったいい面があります。

それで、一部の生徒だけというのがあるんですけども、では、全ての生徒にしたときにも、修学旅行のように全員にしても、中には行きたくない、行きたくないというのがいろいろあると思いますし、家庭の負担もあると思います。さらに進化させる必要は当然あると思うんですけども、これはこれで実績もありますし、今後進化させながら、今のままでよろしいと思います。

そして、グローバル化ということですけども、外国、アメリカ圏、やはり中学校から、今後は小学校から英語を勉強していくわけですし、その勉強の課程の延長、英語を勉強して、英語がやっぱり話せる、コミュニケーションとしてとれる地域にまずは行く必要もあるだろうと思います。それにやはり、興味を持って少しずつその行った方たちが興味を持って、違う地域、アジアですとか東南アジア、英語圏以外のところにも当然興味を持っていくと思いますので、これはこれでよろしいと思います。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

久代安敏委員。

○久代委員 私も前増原町長のときから、なぜシアトルの海外派遣かということで、この

手法について、いろいろ問題を提起してきました。一番はやっぱり義務教育課程での選抜方式ということです。小・中学生を対象に行っているわけですが、やっぱり特定の学年、例えば修学旅行なら小学校6年、中学校3年というふうに、そのころに全ての子が参加できるような機会を与えるのが学校教育法でいう教育の機会均等なのです。ですから、これを、例えば企画課が企画されるとか、全町民を対象に希望者を募ってやられるなら、それは自由に予算を組んでやられればいいことで、やっぱり問題になるのは、学校教育の教育課程の中でこれが執行されているということに最大の問題があるというふうに私も考えますので、これは見直すべきであるというふうに考えます。以上です。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 自分はこの制度、シアトルへの生徒派遣が継続されることを否とは思いません。よしと思っております。先ほどおっしゃられましたけども、まず、これからグローバル化を目指す上では英語圏であることが一番だと思っております。より選択肢が広がるわけでありますので、英語圏であるべきだと思いますし、それから、派遣先がいろいろ多い、シアトルでなくてもよいではないかということですけど、派遣先がたくさんあるがゆえにシアトルを選抜したという考え、視点であると思います。それはどこでもいいわけですけど、ただ、英語圏であって、それがシアトルであったということで、それは否定する原因にもなりませんし、その選抜することが学校教育の上において間違っているということですけど、やはり選抜というのはあらゆる面で今も発生してると思います。平等といいながら、必ずいろいろ個々の能力の差があったり、いろんな意味において選抜という形で取り組むことが社会全般であると思いますので、やはり選抜という形態は、いかに義務教育といえども、それはついて回ってもいいと思います。

自己負担が高額であるということですけど、やはり、それはそれを目指す者として、それを負担を負ってでも勉強したい、やってみたいという意欲のあらわれであるし、また、それが無いという人もそれなりの手だてはあると思いますので、そっちのほうはそっちのほうでまた考えればいいことであって、やはり行ってみたい、勉強してみたいという意欲のある生徒を養っていくにはある意味、もう少し継続していく必要もあろうと思います。

○坪倉委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 選抜が間違っていないということでしたが、確かに憲法にも能力に応じた教育の機会均等ということがうたわれておりますので、義務教育段階でそこまで能力を問うか

という問題はありますが、能力というのは確かに重要です。ですので、ただ、今の状態だと、能力ではなくて、むしろ経済的な格差ですね、自己負担があるということで、それが選抜の足かせになってるんじゃないかということで、むしろ、だから、全額を町が出すと、そのかわり選抜はペーパー試験なり、面接試験なり、英会話なりをやって、厳密に選抜して、選抜にパスした子だけを送るというほうが、やるならですけどね、むしろそのほうが私はいいと思います、能力主義ということで。

それとあと、英語圏がよいということなんですが、確かに汎用の国際言語として英語というのはすぐれた言語だと思います。私もそれは認めます。それであるがゆえに、英語に接する機会というのはわざわざ留学しなくても幾らでもあります。テレビでも普通に2カ国語、ニュースでも聞けますし、映画でも英語の映画を幾らでもやっていますので、それでALTの方も来てるわけですし、先ほども申し上げたように、外国人の講師、ネイティブの英語スピーカーの講師を、例えば、もしどうしてもそこまでやる必要があるかどうかはとにかくとして、もしどうしても英語にこだわりたいというのであれば、そういう手もあって、そうすれば全員の児童生徒が無理なく教わることができるんであって、英語圏への渡航と英語教育の充実というのが必ずしもイコールというか、そのために必ずしも英語圏へ派遣しなきゃいけないということはないですし、先ほども申し上げたように、むしろそれよりは人権教育という意味で、ほかの地域への派遣ということを検討されたほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

○坪倉委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 なぜ英語圏かというところからいきますと、やはり全世界の公用語は英語、そのあとフランス語もありますけども、そして、一番最初に児童生徒たちが学ぶ英語ということがあります。それで、あと、どうしてシアトルまで行くのか、じゃあ、テレビで、英会話ではだめなのか、それは、そこに行って、児童生徒は一生懸命コミュニケーションしようとするんです。私はこれが食べたい、これが欲しい、こう遊びたい、片言の英語かもしれない。でも、そのことがきっかけで、その人は将来すごくそのプロフェッショナルになるかもしれない。だから、その現場で、やはり現場で学ぶ、自分のどういんですかね、身を置いて学ぶ、いろんなプラス・マイナスもあるかもしれない。その学ぶことがその人の将来へすごく役に立つと私は思います。

そして、選抜ですけども、やはり選抜は、行きたい子は一生懸命行こうとする努力をします。お父さん、お母さんに、私は行きたいんだよ、どうしても行きたい、それだけ親を

説得させる努力を恐らくすると思います。ただ単に、おまえ行け、僕行かないとか、そんなのじゃなくて、行きたかったら本当に行くような会話もあるし、努力もすると思います。ですから、今のままの選抜でまずは選抜、この後いろいろ行った生徒たちを見ながら、聞いたり、報告会を受けたりしながら、その後どうすればいいかであって、今現在はこのままでよろしいと思います。

○坪倉委員長 岡本委員。

○岡本委員 選抜について、行きたかったら努力するということがあるわけですが、それはそれで別に否定しませんが、ただ、学校教育の場合において、それは普通は教育上のペーパーテストとか面接試験でやられるわけです。例えば高校入試とか大学入試のときに、行きたいからお願いしますって言って、例えば高校の先生にお願いして行かせてもらうということはないわけです、教育現場で。もちろん、これは一般の、先ほど久代議員も言っていましたけど、企画課とかほかの課が企画して、例えば町民全体についてやるとかそういうのになれば全く話は別になるんですけども、学校教育の場では普通ちょっと能力のほかり方というのは標準的にはあるので、その方法をとったのがいいんでないかというのが私の意見です。

それから、公用語が英語というのは確かに当然そうなので、コミュニケーションをとろうとするのも大切なことだと思いますので、私はそのこと自体は全く否定していません。だから、行きたい人は行けばいいと思います。ただ、それを義務教育という学校教育の場でやるかどうか、議論はそこです。何もシアトルに行くこと自体を否定しているわけでは全くないので、その点はちょっと議論を取り違えられないようお願いいたします。

○坪倉委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 小学校、中学校の義務教育の時期からということもありますけども、それはやはり早いうちから世界に触れるということがすごく大事で、以前も、前からもアメリカへの派遣というのはありまして、それがずっと続いて、今この事業があるというのは、それが結果が出て、よいからある、もしよくなかったら、途中でなくなってる部分もあると思います。これはこれで続けて、何か弊害が出てきたらそのときに当然考える必要はありますし、若いうち、小学生、中学生のうちから、やはり外国に行けるというのはすごくメリットがあります。その後、本当に子供たちは学びますし、世界も知ります。ですから、できるだけ若いうちから、ちょっと別の話にはなりますけども、都会のほうの塾などでも、やっぱり若いうち、何歳からとか、何学年からというのがあったりもします。全てそれが



100%いいとは限りませんが、ただ、若いうちから、早いうちから行ける状況にあったり、行けるのであれば、それは経験するべきだと思います。

○坪倉委員長 古都勝人委員。

○古都委員 基本的には私も一般質問等で、選抜方式でなくて、修学旅行的に全員という意見を述べました。当時の町長は、行きたくない子供もおるんで、それはなかなか難しいと。その後、自分も聞いてみましたら、小学校、中学校は非常に成長過程であって、個人によってバランスが違うんだと。極端なことを言うと、一人では一つの部屋で寝られない、誰かと一緒にないといけないとか、そういう子供も中にはいるというふうに伺いました。

今、久代議員もおっしゃられたのですが、もともと日南町の場合には、小学生は九州の日南市へ、中学生以上が当時、スコットバレーということでありました。スコットバレーについては企画課主催で大人も含めて希望者という、こういう立ち上がりでこの事業ができてきました。ところが、長年たつと、受け皿のほうも年をとられるし、なかなかつながりが持てない。中にはスコットバレーから本町においでになった経過もあります。そういう中で、平たく考えたときに、お隣の町から見ると、たとえ9名でも、そういうチャンスがある町なのかと、多分思うと思います。我々はこれまで経験をしてきておりますので、9名では少ないとか、もっとほかの人と、取り扱いを変えてみたらということではありますが、最初の櫃田議員の発言の中にありました、この事業自体が成長過程にあると考えて、現在を認めて、よりいい方向に進めていくのがベターだと思っております。したがって、今決算であえてこのことを上げる必要はないと考えております。以上です。

○坪倉委員長 岡本委員。

○岡本委員 済みません、とにかくちょっと議論がほかのところに行きがちなので、私が提出した意図としては義務教育課程でやるかどうかということですので、渡航の重要性とかコミュニケーションの重要性、英語の重要性、その辺は全く否定しません。だから、企画課でやるんだったらいいですし、小学校でやるかどうかということをよく考えてもらいたいと思います。ちょっと済みません、何かまとまりが。

○坪倉委員長 まず、そのシアトル派遣事業、海外派遣事業でありますけども、小学校や中学校の教育課程の中で明確に位置づけられてはいないと思います。予算科目にもありますように、事務局費としてありますんで、例えば小・中学校のカリキュラムに定められると、日南町として定めておるといえることはない。春休みの期間を利用して、教育委員会

として小・中学生の派遣を行うということだろうと思っております。

それと、実際、募集は10名でありますけども、最近、行きたくないという児童生徒の割合がふえて、昨年は9名だったということでもあります。経済的な理由で9名しかなかったということでもないと思いますが、若干近年、応募人数も減ってきておる現状があります。

それと、例えば英会話教室とか、メディアを通じた英語との触れ合い、中学校でありますイングリッシュチャールームとかという、いろんな外国語との触れ合う機会がある中で、日南町はあえてシアトルへの派遣、それは語学力だけでなく、海外の生活、実態を体験をしていただくという重要な価値もあると思うわけではありますが、その機会均等ということにつきましても、基本的に全児童生徒に、学年は区切られておりますけれども、その中で機会は与えてあります。その中で応募をして、作文とか面接とかの選考があるわけでもありますけども、そういったことからして、全く機会均等がないということも言えないではないかなと思っております。

皆さんの意見にもありますように、私としては引き続き今の状態で、日南町の特色ある教育の一環としてシアトルへの派遣というのは有効な手だてだと思いますので、私は意見として取り上げるべきではないと考えますが、いかがでありますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

次、9番の介護サービス事業特別会計であります。日南町の指定管理施設であるあかねの郷は、日南福祉会が運営することを前提に、日南町が公設民営で建設したものである。起債償還に係る負担を日南福祉会に求めるべきでないし、建設から13年以上経過したため、施設の修繕を地方債で行っているが、その負担のあり方も明確にされていない。この際、日南福祉会の経営改善のためにも根本的に見直すべきであるという意見であります。

これについて意見がありますか。

○坪倉委員長 久代安敏委員。

○久代委員 文章のとおりです。今、委員長が朗読されました、いわゆる公設民営というものの財政上からの問題と指定管理制度の問題、2つあると大きく分けて思いますが、とりあえず公設民営であかねの郷を建築した。ここにあるように、13年、実質14年経過した施設です。起債償還に係る負担を日南福祉会に求めるべきではないということは、私、あかねの郷が建設されてからずっと、この方式について異議を申し上げておって、反対討論をしてきた経過があります。

まず、大きな理由は、やっぱり福祉会の安定経営を脅かしていると。現に、30年度決算では免除したという経過もあります。やはり日南福祉会の人員確保、先ほどの意見書の意見の中にも提案されていいたけども、本当に安心して福祉会で勤めていただくためには、まず、この負担のあり方をきっぱりと整理すべきであるというふうに考えます。

本会議で町長に問うたら、経営が、介護報酬も若干この秋改正されるので、その動向を見ながら再度いろんなあり方を検討してみたいというふうな答弁もありましたが、ただし、いろいろ30年度も修繕をしますよね、施設の。それは起債で過疎債を借りて修繕しているわけですよ。ですから、本当は厳密に当初の考え方でいうと、起債をした償還の3割は日南福祉会に負担をしてもらうというルールがあるのなら、仮にですよ、あるのならいいけれども、実際は負担を求めるべきではないけれども、実際には金額はちょっと手元にはすぐ出ませんが、かなりの施設改修されたりして、備品の購入も結構あつてます、あかねの郷。それは実際には利用料として福祉会に負担を求めている決算になっているわけですよ。ということは、あらゆる施設改修、備品購入、ユニットバスなんかは文字どおり備品ですけども、そういうものに対しても利用料として負担を求めるという制度そのものをこの際、2年も免除した経過もあるわけですから、見直すべきであるということ意見を、議会の総意として上げたいなというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

○坪倉委員長 ほかの意見ありますか。

古都勝人委員。

○古都委員 今、久代議員から説明をいただいたわけですが、私は全く逆だと思うんですよ。公設民営でやっているから、あかねの財政が悪くなってこない。というのが、建物が古くなれば修繕、当然起こることです。公設民営であるから役場のほうが直すというのが公設民営の一番の特徴だと思うわけです。ですから、先ほど説明の中にあつた、いわゆる償還についても、2年間は繰り延べでありました。それから、それでも経営改善をしないので、免除が2年続いたわけですね。そうして、先ほど議論もありました、いわゆる職員募集のあり方についても支援をしていくということで、行政として指定管の相手方に協力してきとるわけでありまして、まさに今となって、13年たった、10年目から大きな修繕があつたわけですけども、公設民営の効果がまさに今出かけておるというふうに私は考えておりますので、特別にこういうことまで言わなくても、契約の文書の中にもありましたが、その都度、町と福祉会とが話し合いをするという契約になっておるわけです。

から、年度年度、状況を見ながら話し合いをして方向を出していただければいいのかなと  
考えております。

○坪倉委員長 岡本委員。

○岡本委員 私は、この意見出すことに賛成です。というのは、日南福祉会さんですが、  
もし、例えばですけど、起債償還の負担ができないということで、じゃあ、できない方は  
ちょっとお引き取り願って、ほかの方がやってくださいということがもしできるのであれば、  
そういう方法も一つの手かと思えますけれども、実際上は多分それはなかなか難しく  
て、しかも、この介護サービス事業というのは、日南町にとってはもうほとんど、何とい  
うか、それこそ核となる、なくてはならない事業、絶対に続けていかなければならない事  
業です。どんなに採算が悪くても続けていかなければならない事業だと思います。そうい  
う意味で、私は公設民営から、むしろ民営の色をもうちょっと薄くしてもいいぐらいだ  
と思います。それで、役場がしっかりサポートして、何というんですかね、介護サービスに  
ついては面倒を見ますというメッセージを町民の方へも送ったほうがいいと思います。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

古都勝人委員。

○古都委員 今、同僚議員からの発言もあったんですが、やはりあかねができるときの経  
過もありまして、石霞苑が古くなって、非常に経費がかかるという中で、99床でありま  
したでしょうか、将来の需要を見込んで今のあかねを建設した経過があるわけでした、や  
はりこれも経年劣化も出てまいりますけれども、当時の判断もあって、今のあかねの規模、  
あかねとの関係が構築されたわけです。今の心配をされましたけども、そういうことは契  
約の中で常に話し合っただけで決めていくというふうにして書いて、2年前ですか、資料もらった記憶が  
ありますけれども、当然この時代の変化の大きい状況の中で、都度都度話をするというの  
が、本当はこういった、ハード事業ですけども、人としてのソフト面をサポートするとい  
う事業ではより効果があるんだろうと感じております。そういう意味で、あえて公設民営  
や、それからここに書いてあります理由ですね、いわゆる経営改善のために抜本的にと  
いう話ですけども、経営改善は今支援するしかないわけで、抜本的な方法でこれを解決す  
るということは、これまでもいろいろ議会でも議論しましたけれども、ないわけでありま  
す。ですから、今のところ支援を続けると。支援の方法として、免除であったりとか、そう  
いった人材確保的な制度を町のほうでみてあげるとか、そういう範囲で今検討しておられ  
ますので、ここまでの表現をする必要はないではないかと思っております。

○坪倉委員長 久代安敏委員。

○久代委員 経営改善とは文字どおり、30年度も日南福祉会は約2,900万の赤字だったという福祉保健課長からの報告もありましたように、こういう建物の負担を決めたルールそのもの、実質償還に当たっての3割を負担するルールそのものの決め方が、確かに理事者と日南町町長とが署名捺印された契約書があって、細々書いてはありますけども、要するに交付税で7割措置されるからというルールそのものが私はおかしいと思いますし、何としても財政、経営改善をより安定的にしていく方法としてこの負担を、2,600万何がしの負担を求めないという決断を早期にするべきではないかという考えで、あえて提出しましたけども、どうでしょうか。

○坪倉委員長 古都勝人委員。

○古都委員 経営改善というお話、2つ内容があるというふうに前理事長からの説明があったわけですが、1つには、介護人材が不足しておるので最大利用ができないという1点と、もう1点は、国が今回のいわゆる介護に対する報酬単価を変えたのが一番大きい要因であると。これは、いわゆる都市部の民間の類似施設が内部留保金を非常に持っているということで、言葉は悪いですが、そんなにあるなら介護の報酬を下げようということが行われたわけですし、それがこういう中山間地域の非常に距離のあるところでは大きな経営に支障を与えたという、2つの要因があると思うんです。ですから、先ほど説明があったように、この報酬自体が見直されるということであれば、その見直しが上がれば経営改善にもつながると思っております。直接的な要因はその報酬の単価であったと思っておりますので、報酬の単価が今回見直されるということであれば、それを見てからでも検討すべきだと考えております。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

福祉会からの施設建設に係る負担を求めていますけれども、このことが、求めないことが経営改善につながるとは考えられないわけでありまして、実際、日南福祉会の経営と町のやりとりの中で、強制的に負担を求めるといふことはされていないわけで、協議の上、支払いができないときは減免があったり、繰り延べがあったり、免除があったりということ、日南福祉会として、町へ使用料を払うために、例えば人件費を削ったとか、ほかのものを大きく節約して支払いのお金を捻出したとかということも実際余りないわけでありまして、この求めていることが経営を圧迫しているというふうには現状理解できません。確かに当初、3割部分の負担を求めるといふ決定がなされておりましたけれども、それが現

状は免除という形で、大きく町として福社会の経営に寄り添った形がとられておるとい  
ことであります。

もう一つは、13年前、あかねの郷が開設したときと今現在とは大きく違います。先ほ  
ど古都委員が言われたような状況もあるわけでありまして、その中で、現状、厳しい経営  
状況の中で、制度的には負担を求めることになっておりますけれども、免除という形であり  
ますし、町として100%出資の福祉法人であり、日南町内における介護サービス事業の  
主体を担っている法人でありますので、これまでも、先ほど委員からの発言もありました  
けど、人材確保の対策ですとか、施設整備とか、町が大きく関与し、そして支援をしてお  
るという状況からして、契約書の書き方はどうであれ、実際の運用として免除しておると  
いう実態でありますから、根本的に見直すというところまでは必要ないではないかなと考  
えますが、皆さん、意見がありましたら。

荒木博委員。

○荒木委員 いろいろと意見が出ておりますが、最初はそういう協定であったかもしれま  
せんが、福社会の経営、民間の経営といういいところをやはり伸ばしてもらいたいし、一  
番根本的なのは、国の介護報酬の改定から大体状態が悪くなってきたわけですから、改修  
に当たっても、13年経過した施設の改修も今現在としては町が全部負担しているわけ  
ですから、あとは経営のほうにしっかり専念をしていただきたいというふうに思ってお  
ります。

○坪倉委員長 それでは、9番の介護サービスについては取り上げないということによ  
うしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、10番の日南病院事業特別会計であります。

自治体病院として重要な医療機関である日南病院は入院、外来ともに減少傾向をたど  
っている。抜本的な経営改善を進めるためにもMRIを導入して、初期の検診に役立てるな  
ど、工夫が求められるという意見であります。これについて意見がありますか。

久代安敏委員。

○久代委員 端的に言って、病院経営はドクターと検診の機器等の検診内容だと思います。  
やっぱりその点で、具体的にMRIを導入してほしいと、導入すれば初期診断がいろい  
ろな面でよくなるのではないかというふうに考えて、このことを提案しました。

きのう、病院からの聞き取りも実際あったわけだけでも、現実問題として、CTはある  
わけだけでも、新しい機械を導入して、町内の患者さん等に知らせることによって、物す

ごく、あっ、MRI、日南病院に導入されたのかということで、かなり大きな反響が出てくるのではないかなというふうに思って、もちろんこれを導入するには設置場所とか、画像を読影するスタッフとかいろいろ必要にもなるわけだけでも、何か病院経営が物すごく深刻になっている状況の中での一つの突破口として新しい機材を導入するのがいいではないかということで、私は意見を上げました。もちろん鳥取大学病院との連携も必要になってくるとは思いますけども、そういう医療機関との連携のためにも、導入して、外来の患者数をふやしていくことも一つの方法ではないかなというふうに思っています。以上です。

○坪倉委員長 これについて意見がありますか。

大西保委員。

○大西委員 私はこのMRIの導入についてはどうかなと思っております。確かに病院にMRIがあればいいんですが、先ほど委員も言われましたように、お医者さんも要りますし、それにプラスアルファの人も要ります。本当に費用対効果というの、それを言っただけではいけないかも知れませんが、莫大な費用が、維持費もかかってくると思います。米子市内の病院、それから日野病院等々ありますけども、本当に稼働率であるとか、日南町でどうなのかなということに危惧いたしますので、私としてはMRIはまだ日南町には必要ではないと思っております。

○坪倉委員長 ほかに。

岡本委員。

○岡本委員 私はこの意見、採用することに賛成です。MRI導入、確かにコスト面で厳しいというお話もありますが、先日、私がちょっと紹介したように、最新の研究ではMRIの価格が10分の1に下がるというようなことも言われております。ちょっと技術的なことを言うと、今、MRIっていうのは超電導磁石というのがあって、これを非常に低い温度に冷やさなきゃいけない。これがネックになって非常にお金がかかるわけで、初期費用、維持費用ともかかるわけですが、超電導磁石がないようなMRIの開発というのをやってるといような記事でしたけども、そういう開発もやっています。

あと、運用の方法については、日野病院でMRIを導入されていますので、それが非常に参考になると思うんですが、例えば、読影についてはオンラインを使って鳥大の先生に協力を仰いでやってるといような話も聞きますし、これは日野病院を参考にして、どんなふうに運用したらいいかということは、コストを下げするためにも、そういうことは前例がありますので、そういうところを参考にしながら、ぜひ、きょうあすということではない

かもしれませんけども、導入に向けて前向きに検討していただきたいというふうに考えます。

○坪倉委員長 櫃田委員。

○櫃田委員 MR I が日南病院に例えば導入されたから、じゃあ、どれだけの日南町、この近隣含めて、の方たちが日南病院に来られるんだろうと考えたときに、隣町、日野病院にも当然MR I があるわけですし、MR I のニーズっていうのはどれぐらいあるんだろうと考えることも必要かと思います。そしてさらに、例えば日南町の高齢の方はある程度日南病院に日々行かれているのかもしれませんが、日南町の町民であっても、米子、例えば医大ですとか労災病院、そのほかにかかりつけ的な病院というのがあるわけですし、それから、MR I の年間の稼働率を考えたときに、日南町にあって、それだけの日南町の町民で賄えるだけ使用されるのかどうかっていうのも考えるべきであると思います。

○坪倉委員長 久代委員。

○久代委員 確かに稼働率のこと言われましたけども、全ての診療科にMR I は使用されます。もちろん、外科、整形外科も、脳外科もそうですけども、非常に鮮明な、詳細な画像データが得られるわけで、私は機械を導入されれば、実際には患者さんは、CTかMR I を撮ってみましょうということに、問題は医者がそういうふうに指示されれば、結構稼働率は上がっていくというふうに思いますし、病院経営が非常に意味深刻な中で、やっぱり機材導入も一つの突破口になるのではないかなというふうに私は期待してますし、そういうニーズはしっかりあるというふうに考えます。

○坪倉委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 こちらの意見の中には抜本的な経営改善をするためにもという表現があるわけですが、どう見ても、このMR I を導入することによって、岡本委員おっしゃいました、MR I の価格は下がっているというようなお話もあったわけですが、本体は安くても、結局、その維持経費、保守に係る経費、あるいはネット上で読影をするというようなことに関しましても、そちらにやはり経費もかかってくるわけですが、結局、MR I を入れて、逆に経営の状況が悪くなるということが考えられるのではなかろうかと思います。特に一般会計から財政的な支援をしとるという中で、今一番大切なのは、日南病院をいかに継続させていくかということだと思います。近隣の病院等にもMR I は入っております。日南病院で確かに初期の検診という表現をされてますけれども、結局MR I で検査した結果、その方が日南病院で治療やら手術をされるということは



非常に少ないのではなかろうかと思います。やはりMRIを入れた限りは、その続きの収益を得る部分、そういうものがあるとすれば投資効果というものもあろうかと思いますが、残念ながら、日南病院はそういうような状況ではございません。事業継続ということを考えてときに、過度な投資をするというよりは、やはり近隣の病院での連携というような部分で運用する形がいいのではなかろうかと考えます。以上です。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

古都委員。

○古都委員 意見が両方非常に出て、なかなかどっちがというような気もあるんですが、岡本議員が言われましたように、10分の1になったころに考えるとしますと、今回は見送るということでもとめていただきたいと思います。

○坪倉委員長 岡本委員。

○岡本委員 一応、私の話が出たので、ちょっと言っときますと、確かに、まず一つは、私が知っているのはその一つの技術だけで、ほかにもっといろいろ調べれば、ほかの技術ももちろんあるかもしれませんし、そして、まだ開発途上の技術であればこそ、開発途上から参画して、例えば機器の初期導入はただでやってもらうとかっていう手も可能性としてはあるかもしれません。そういうことも含めて検討されてはというのが私の意見です。

○坪倉委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほどちょっと「かも」という表現があったんですけども、「かも」という表現ではなかなかあれなので、やはり、実際に安くなったときに考える、あるいは、最初、機械は全てそうなんですけども、最初のロットっていうのはやはりふぐあいが出るんですね、ですから、1年ぐらいたってから大体機具を買われる方が多いんですけども、そういうことも含めて、やはりまずは見送るべきかと思います。

○坪倉委員長 ほかにありませんか。

きのう経済福祉常任委員会で議論されておりますけれども、日南病院の将来予測として、15年後には患者数が半減をしていくという予測がなされております。そのマイナスイメージばかりを強調するわけじゃないんですけども、日南病院のこれからのあり方として、当然医療の高度化、充実っていうのも図る必要があるかと思いますが、経営全体の中で、いわゆる収益に対する減価償却率、減価償却比率あたり、病院の経営改善プランで示されておりますけども、これが今、数年前13%程度だったのがようやく1桁になりかけた状況であります。これらがかなりまた上がる可能性もあるし、ランニングコスト、相

当かかるといふことがあります。一番はやっぱり患者が十分期待できない状況の中で今後の日南病院の将来を考えたときには、院長かつて言われておりましたけど、ダウンサイジングの方向も必要であろうかと思ひます。

一方では、日野病院、西伯病院、鳥取大学病院との連携っていうのはこれまでもありますけれども、さらに充実していただいて、役割分担、日南病院はいわゆるかかりつけ医としての機能を、町の病院としての機能を十分に発揮できる方策を模索をしていただきたいと考えて、MRIが抜本的な経営改善にならないと思ひますし、今の時期、入れる状況ではないのかなと思ひますが、いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で病院事業会計については終了いたします。

この際、皆様方から、どうしてもっていうような項目がありますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですか。

じゃあ、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

古都勝人委員。

○古都委員 一応全項目やったわけですし、文章表現の問題だろうと思ひますが、委員長、副委員長、まず、お感じになった文章をつくっていただいて、24日にでも見させていただければと私は思ひます。これまでの決算審査においても、実際、最後の表現だけはもう一回委員が見るといふことで来ておりますので、委員長、副委員長でいい案をつくっていただきまして、きょうの各委員の意見をまとめていただければと思ひますが、ほかの委員さん、どうでしょうか。

○坪倉委員長 岡本委員。

○岡本委員 委員長、副委員長に一任といふところは私も賛成ですけれども、ちょっとさっき言い損ねたので、5番の観光振興対策事業について、あくまでも前向きな意見としてまとめていただきますように、それをお願いいたします。

○坪倉委員長 前向きといひましても、広く、誰でも入れるようないわゆる観光施設にするのか、まず、基本的にそちらの方向を、今のような特に関心、興味のある人だけをガイドつきで案内をしていくというやり方なのかっていうところを、やっぱりそこを基本的な路線を定める必要があると思ひますので、前向きといひましても、検討をするようにといふ表現になろうかと思ひております。

古都委員から、文言等について委員長、副委員長で調整をして、後日改めて委員会を開

いて検討をしてはどうかという意見がありましたが、これについて、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思いますが、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、後日、案内は別にしますので、御参集いただきますようによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長